様式第１０号（その１）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

　 年　　月　　日

　　　年　　月　　日　　執行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 三春町　　　　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する方の番号に○をしてください。) | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者との運送契約による場合 | | | 2 | 左に掲げる契約以外の場合 | |
| 契約者等の氏名又は名称及び住所又は所在地  並びに法人にあってはその代表者の氏名 | | |  | | | | |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | | | 運送等金額 | | | 備考 |
|  | 年　　月　　日 | | | 円 | | |  |
|  |  | | |  | | |
|  |  | | |  | | |
|  |  | | |  | | |
|  |  | | |  | | |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　２　運送事業者等が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、三春町に支払を請求することはできません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

　　（１）　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　６４，５００円

　　（２）　（１）以外の場合　１６，１００円

　５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の１)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の２)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定した１台のみについて記載してください。

　７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三春町に支払を請求することはできません。

様式第１０号（その２）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

三春町　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年　 月　 日 |  | | ℓ | 円 |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

　２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　４　燃料供給業者が三春町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、三春町に支払を請求することはできません。

　６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第１０号（その３）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　執行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 三春町　　　　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 | 住所 | |
| 氏名 | |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備　　考 |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出

してください。

　２　「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載

してください。

　３　運転手が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　４　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、三春町に支払

を請求することはできません。

　５　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて１２，５００円までです。

　６　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対

象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定した１人のみについて記載

してください。

　７　候補者の指定した運転手以外の運転手は、三春町に支払を請求することはできません。

様式第１１号（第５条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

三春町　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに  法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 備考 |  |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ

作成業者に提出してください。

　２　ビラ作成業者が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三春

町に支払を請求することはできません。

　４　一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　　（１）町村長　枚数 ５，０００枚、町村議会議員　枚数 １，６００枚

　　（２）限度額　７円７３銭（単価）×（１）の枚数＝限度額

様式第１２号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙運動用ポスター作成証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　執行

　　　三春町　　　　　　　　　　　選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候補者（※戸籍名）　　　　　　　　　㊞

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙区におけるポスター掲示場数 | 箇所 |

備考

　　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　　２　ポスター作成業者が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三春町に支払を請求することはできません。

　　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　（１）枚数

　　　　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数

　　　（２）限度額

　　　　ア　当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

|  |  |
| --- | --- |
| ５４１円３１銭×ポスター掲示場数＋３１６,２５０円 | ＝単価（１円未満の端数は切上げ） |
| ポスター掲示場数 |

　　　　　単価×（１）の枚数＝限度額